

E F P 取引実施細則

株式会社堂島取引所

E F P取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第5項の規定に基づき、E F P取引に関して必要な事項について定める。

(申出時間)

第2条 E F P取引の申出時間は、当社の営業日（業務規程第6条第1項及び第2項に規定する営業日をいう。）の午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、当社が必要と認めるときは、申出時間を変更することができる。

(対象とする現物取引における商品)

第3条 E F P取引の対象とする現物取引における商品（以下「現物商品」という。）は、商品市場ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 農産物

イ 大豆

大豆、大豆ミール及び大豆油

ロ 小豆

小豆

ハ とうもろこし

とうもろこし、コーンスターチ、コーン油

(2) 砂糖市場

粗糖及び精糖

(3) 貴金属市場

イ 金 純度99.5パーセント以上の金地金

ロ 銀 純度99.9パーセント以上の銀地金

ハ 白金 純度99.95パーセント以上の白金地金

(4) 米穀指数

米穀及び米穀の加工品及び調整品

(申出対象者)

第4条 E F P取引の申出を行うことのできる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 前条に規定する現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者である当社の取引参加者

(2) 前条に規定する現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は

使用を業として行っている者からのE F P取引の委託を受け、これを執行する受託取引参加者

(申出方法及び承認等)

第5条 E F P取引の申出方法及び承認等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、当社が定める申出書に現物商品の売買契約書等当社が定める書類を添付して当社に差し出さなければならない。
- (2) 前号の申出を行った取引参加者は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。
- (3) 当社は、第1号の申出について支障がないと認めるときは、これを承認するものとし、当社の承認をもって当該申出が成立するものとする。
- (4) 当社は、成立した申出について、遅滞なく取引参加者に対して通知するとともに掲示するものとする。

(申出書類)

第6条 前条第1号に規定する当社が定める書類は次のとおりとする。

- (1) 契約日、契約相手先、受渡日、受渡場所、商品名、数量、価格及びE F P取引を行うことに合意する旨等が記載された現物商品の売買契約書の写し
- (2) 前号に定める契約書の写しにおいて、E F P取引を行うことに合意する旨の記載がない場合にあつては、当該合意がなされたことを証する書面
- (3) その他、当社が必要と認めた書類

(申出枚数と現物取引の数量との関係)

第7条 E F P取引の申出枚数は、次の各号に掲げる取引の種類別に、当該各号に規定する値の範囲内において、申出当事者間で合意した枚数とする。

- (1) 現物先物取引及び現金決済先物取引
前条第1号において規定する契約書に記載された現物商品の数量を、業務規程第14条第1項、第3項又は第4項に規定する取引単位に換算した値
 - (2) 指数先物取引
前条第1号において規定する契約書に記載された現物商品の数量を、業務規程第14条の6に規定する取引単位として約定数値に乗じる数値及び60で除した商の整数部分の値。この場合において、数量は国際単位系によるものとする。
- 2 前項第1号の換算において、最小取引単位の50パーセントを超える端数数量については、当該端数数量を最小取引単位とみなして換算した枚数の範囲に含めることができる。
 - 3 第1項第2号に基づき算出した商の小数部分が0.5を超える場合は、当該小数部を切り上げることができる。

(法定帳簿の記載方法)

第8条 E F P取引を行った取引参加者は、法定帳簿上、E F Pにより取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(証明書類の保存)

第9条 E F P取引を行った取引参加者は、第5条第1号に規定する申請書及び第6条に規定する書類その他のE F P取引に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第10条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該E F Pに係る書類等（現物商品の売買に係る書類を含む。）を提出させることができる。

(変更又は廃止)

第11条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前のE F P取引実施要領（以下「旧要領」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧要領に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附 則（令和5年10月26日）

この細則の変更は、令和5年11月23日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則の変更は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

- 1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

附則（令和8年5月7日）

- 1 この細則の変更は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この細則の変更を施行日から施行することが適当でないと当社が認めた場合は、当社が別に定める日から施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、当社がその都度定める。